

**第2期 長崎県社会的養育推進計画
素案**

令和6年11月

長崎県

目 次

1	社会的養育の体制整備の基本的考え方	1
2	当事者である子どもの権利擁護の取組	2
3	市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた長崎県の取組	4
4	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	6
5	各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	8
6	里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	12
7	パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 ..	22
8	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	25
9	一時保護改革に向けた取組	29
10	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	32
11	児童相談所の強化等に向けた取組	33
12	障害児入所施設における支援	35

Ⅰ 社会的養育の体制整備の基本的考え方

(1) 社会的養育の体制整備の基本的考え方

2016年に児童福祉法等の一部を改正する法律（2016年法律第63号。以下「2016年改正児童福祉法」という。）が成立しました。この2016年改正児童福祉法においては、1947年（昭和22年）の制定時から見直されてこなかった理念規定を改正し、子どもが権利の主体であることを位置付けるという大きな視点の転換がされるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。

地方公共団体においては、子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、パーマネンシー保障となる特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進める（家庭養育優先原則）こととされました。そして、これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることとされ、児童養護施設及び乳児院（以下、「施設」という。）の小規模かつ地域分散化に向けた方向性が明確に示されました。

また、これらを施策として展開するにあたっては、2016年改正児童福祉法第2条において、何よりも子どもの最善の利益を優先させなければならないとされました。

その後、令和4年改正児童福祉法において、子どもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずる内容の改正が行われました。また、「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書においては、児童福祉法の改正に向けた制度見直しの内容が示されるとともに、これに関連して、都道府県社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とすべきことや、整備された資源による効果や課題について、適切な指標を設けて都道府県に対して実態把握・分析を促していく必要性等が指摘されました。

本県においても、2014年度に作成した「長崎県家庭的養護推進計画」から、子どもの最善の利益を念頭に、子どもの家庭養育優先原則の実現に向けて、2019年度に策定した「長崎県社会的養護推進計画」を見直し、新たに県内における資源の計画的な整備方針や適切な指標を設定する「第2期 長崎県社会的養育推進計画」を定め、社会的養育の体制整備を推進していきます。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、改正児童福祉法等を受けて、既存の長崎県社会的養育推進計画を全面的に見直し、新たに長崎県社会的養育推進計画を策定するものです。

(3) 計画期間及び計画の進捗管理・見直し

本計画の期間は、2025年度から2029年度までです。また、毎年度、本計画の進捗状況を検証するとともに、中間年及び期末を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、見直しについて検討を行います。

2 当事者である子どもの権利擁護の取組

(1) 将来像

措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を汲み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について整備します。

(2) 課題

① 代替養育に関する措置とその変更時、入所及び委託後等の定期的な意見聴取

- ・意見聴取等措置については、児童相談所において聞き取り様式を作成し、児童相談所職員が丁寧な意見聴取を実施しており、すべての児童に対して漏れがなく実施していく必要があります。

② 子どもの意見を踏まえた子どもの権利擁護に関する仕組みの構築について

- ・意見表明支援員が対応した意見表明支援に関して、不調となったケースについて令和4年に福祉保健審議会の下部組織において、諮問できる体制としています。しかし、養成した意見表明支援員が県域すべての措置児童の元へ定期的に訪問することが現体制では難しいため、新たな体制構築を検討する必要があります。
- ・一時保護所における意見表明支援については、現在、未実施であるため、今後実施に向けた環境整備を行う必要があります。
- ・子どもの意見を踏まえて、事業の実施を行う必要があるため、定期的なアンケート等を実施し、権利擁護に関する普及啓発を行い、意見を反映させていく必要があります。

(3) 取組と指標

① 代替養育に関する措置とその変更時、入所及び委託後の意見聴取について

- ・措置やその変更の際の子どもへの説明及び意見聴取については今後も継続し、入所及び委託後の定期的な全児童に対する説明や意見聴取の体制を整備します。
- ・国から示された「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」を踏まえた意見表明支援を行うことができるように聞き取り表について、必要に応じて様式や実施方法を改訂します。

② 子どもの意見を踏まえた子どもの権利擁護に関する仕組みの構築について

- ・子どもへのアンケートを実施し、子どもの権利擁護に関する取り組み・体制についての意見を汲み取った仕組みの構築を目指します。
- ・子どもの声を受け止める体制や子どもの声を代弁する仕組みの構築については、国のガイドライン等を踏まえ検討します。
- ・意見表明支援事業について、社会的養護に関わる関係職員や子ども自身に対して、子どもの権利や権利擁護の仕組みについて、普及啓発や体制理解を図ることも非常に重要であるため、定期的に研修を実施します。

	整備目標・指標	2024年	2029年
1	措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度（知っているか）、利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）、満足度（利用してどうだったか）	基準値（今年度実施予定）	〇割上昇（アンケート結果より算出）
2	措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度	基準値（今年度実施予定）	〇割上昇（アンケート結果より算出）
3	措置児童等を対象とした意見表明に係る満足度	基準値（今年度実施予定）	〇割上昇（アンケート結果より算出）
社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）へこどもの権利や権利擁護手段に関する研修について			
4	啓発プログラム等の実施回数	0回	年6回（2年間で県内全域の施設へ訪問）
5	受講者	〇人	検討中
こども自身に対すこどもの権利や権利擁護手段に関する取り組みについて			
6	研修や啓発プログラム等の実施回数	検討中	検討中
7	受講者等数	検討中	検討中

3 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた長崎県の取組

(1) 将来像

「家庭養育優先原則」を実現するため、まずは、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することが必要です。

市町においては、こども家庭センターによる相談支援を通じて、子育て家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施することが求められており、2026年度までに全市町でこども家庭センターが設置されるよう支援を行います。

また、児童家庭支援センターについては、児童相談所や市町と連携をさらに強化することが求められています。

(2) 課題

① 市町の相談支援体制

ア こども家庭センターの設置

- ・こども家庭センター設置のためには、人材や予算の確保、職員のスキルアップ、支援プランの作成等が必要です。
- ・2024年4月末時点で、設置済は10市3町という状況です。

イ 市町の子育て支援メニューの充実

- ・子育て短期支援事業について、離島部において、ニーズはあるが実施可能な施設等がなく事業を実施できていない地域があります。
- ・2024年9月時点で、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は全市町が実施しています。一方、その他の事業は、地域によって未実施の事業がある状況です（一時預かり事業は2町、子育て短期支援事業のうちショートステイ事業は3市2町・トワイライトステイ事業は4市2町、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）は5市5町、利用者支援事業は6市6町が未実施）。
→現在、集計中。

ウ 母子生活支援施設の活用

- ・入所者は年々減少しているが、DV等で一時的に住宅確保の困難な母子や養育能力の不安定な母等にとって、必要な児童福祉施設であるとともに、生活の場としてだけでなく、子育て短期支援事業などの事業を行うことにより、地域で暮らす子育て家庭も利用できる施設の在り方についても検討が必要です。

② 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

- ・児童家庭支援センターは、児童虐待対応件数が増加する中で、児童相談所の補完的な役割や、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的として、地域および家庭からの相談や里親支援を担っており、各地域における設置が必要です。

- ・2023年度末時点で、県内に児童家庭支援センターは3か所設置されており、さらに、2024年度に1か所建設されましたが、職員確保の課題により開設ができていない状況です。

(3) 取組と指標

市町が策定する子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、下記の取組を実施します。

① 市町の相談支援体制

ア こども家庭センターの設置

- ・国の財政支援策の適切な活用等について助言します。
- ・連絡調整会議の開催や職員への研修を実施します。児童福祉司任用前研修等を実施し、市町職員の積極的参加を働きかける等、市町職員の人材育成を支援します。

イ 市町の子育て支援メニューの充実

- ・国の財政支援策の適切な活用等について助言します。
- ・在宅家庭を支援する多機能化された施設や希望する養育里親と市町が情報共有する場を設定し、子育て支援メニューの拡充（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、子育て短期支援事業、産前・産後母子支援事業、養育支援訪問事業等）を支援します。

ウ 母子生活支援施設の活用

- ・特定妊婦含め、親子分離する前の支援として、不適切な養育や虐待の発生および再発防止のために、市町と連携して母子生活支援施設の活用を検討します。
- ・市町や施設を対象とした研修を活用し、母子生活支援施設職員への研修を実施する等、多機能化に向けた支援を行います。

② 児童家庭支援センターについて

- ・児童家庭支援センターと児童相談所及び市町が情報共有する場を設定する等、各地域の在宅支援の強化を支援します。
- ・2029年度までに、県内に4か所の設置を目指します。

	指標	2024年	2029年
1	こども家庭センターの設置数	13市町	21か所
2	子育て短期支援事業を委託できる社会資源が確保されている市町数（例：児童養護施設、里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター）	調査中	
3	児童家庭支援センターの設置数	3カ所(既に4カ所建設は済み)	4カ所
4	児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合（分母：指導措置委託全件数）	R5に児童家庭支援センターへ指導委託を受けている数（基準）	指導委託を受けられることができる数（調査実施予定）

4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

(1) 将来像

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき子ども（以下「特定妊婦等」いう。）の支援のための体制の構築を行います。

(2) 課題

① 妊産婦等生活援助事業の整備について

- ・生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業が令和4年改正児童福祉法において、法律上に位置付けられたことから、本県においても事業を実施する必要があります。
- ・設置後は、確実に支援を届けることができるように、体制整備や支援を必要とする特定妊婦等への利用勧奨等を行う必要があります。

② 市区町村等との連携等について

- ・特定妊婦等に対する支援については、支援対象者の把握や地域生活を支援する観点から、都道府県の母子保健担当部局や市区町村との連携が不可欠であるため、市町をはじめとした管内の関係機関と、広域的な地域資源についての情報共有や支援のつなぎのための関係づくり等を行う必要があります。加えて、要保護児童対策地域協議会等との連携体制を構築する必要があります。
- ・市町は、改正児童福祉法等により、妊産婦等生活援助事業による支援を必要とする特定妊婦等を把握した市町や福祉事務所について、同事業を実施する都道府県知事等への報告又は通知が義務付けられたことを踏まえ、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会を通じて把握した特定妊婦等について、妊産婦等生活援助事業による支援が必要と認められる場合は、速やかに報告等を行うとともに、当該特定妊婦等の自立に向けて積極的に支援していく体制づくりが必要です。また、その際、家庭支援事業の活用も含めて検討を行う必要があります。
- ・支援を必要とする特定妊婦等への支援を担う人材育成の観点から、児童福祉及び母子保健担当部局等の関係機関の職員等への研修について積極的に実施を検討する必要があります。

(3) 取組と指標

① 妊産婦等生活援助事業の整備について

- ・妊産婦等生活援助事業を実施する必要があるため、乳児院等の活用を検討し、事業所を設置に向けて検討します。また、事業所を設置した後は利用促進に向けた広報啓発を行います。

② 市区町村等との連携等について

- ・特定妊婦等に対する支援について、支援対象者の把握が必要であることから、市町と連携を行い、要保護児童対策地域協議会等との連携体制を構築します。
- ・こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会を通じて把握した特定妊婦等について、妊産婦等生活援助事業による支援が必要と認められる場合は、速やかに県へ報告等を行うとともに、当該特定妊婦等の自立に向けて積極的に支援していくために、事業所と会議等を行うことや、家庭支援事業の活用も含めて協議を行う支援体制を構築します。
- ・特定妊婦等への支援を担う人材を育成するために、関係機関職員について研修受講ができる体制づくりを行います。

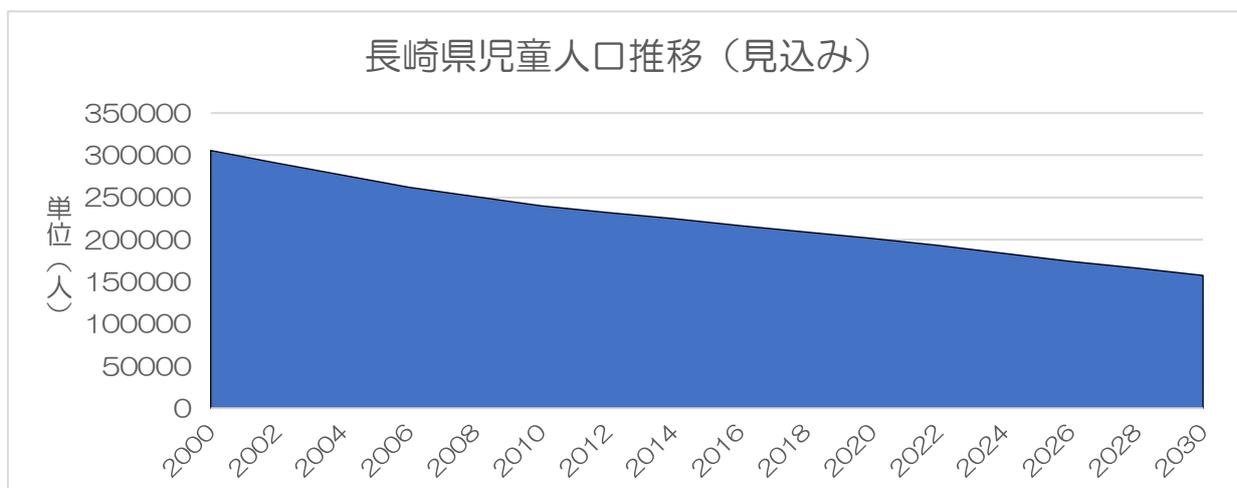
	整備目標・指標	2024年	2029年
1	特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数	0か所	21か所（各市町に受講済み者が配置されている数）
2	妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0施設	1施設

5 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

長崎県社会的養育推進計画（2020年3月策定）で推計した各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込みについて、近年の人口推計や代替養育が必要な子ども数の人口に占める割合等を踏まえて、時点修正を行います。

(1) 子どもの人口推計

子どもの人口推移を見ると、下記の表にあるとおり、本県の18歳未満人口推移を推計したところ、2000年度の約30万人から2022年度には約19万人（2000年度比約37%減）、さらには、2030年度には約16万人にまで減少（2000年度比約49%減）することが予想されます。

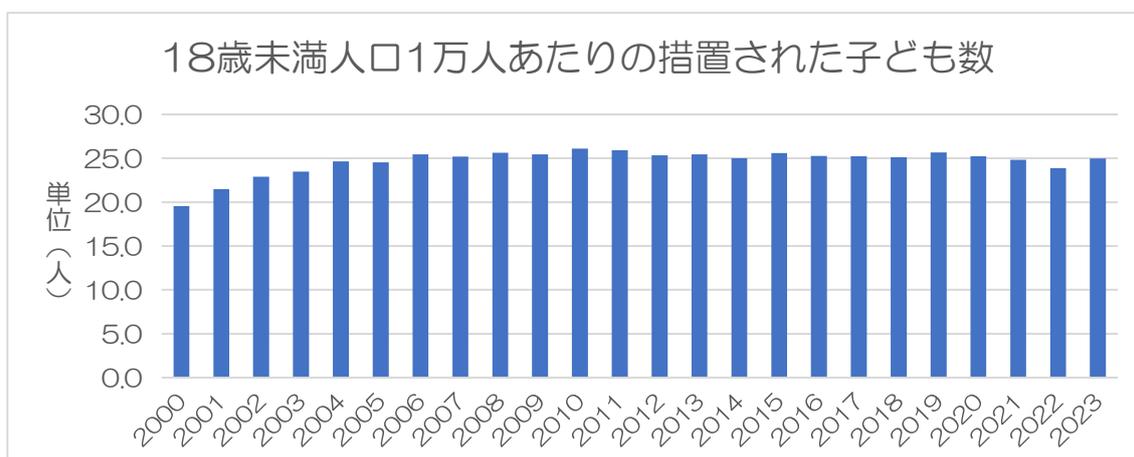


注）国立社会保障・人口問題研究所の「将来の地域別男女5歳階級別人口（各年10月1日時点の推計人口：2020年は国勢調査による実績値）」で、2018年に公表されている、2020、2025、2030年における全人口及び、15歳未満人口、20歳未満人口を引用しながら、各年度の人口推移及び18歳未満人口の推移について、独自に推計したものの。

(2) 近年の代替養育が必要な子どもの状況

① 現在、代替養育が必要な子ども数の割合

本県の18歳未満人口1万人あたりの措置された子どもの数を見ると、下表のとおり、2000年度の約19.6人から2022年度には約23.9人と増加しています。その後は、若干の増減はありますが、横ばいの結果となっています。



注) 上記グラフは、施設、里親・ファミリーホームに入所（委託）措置されている児童数の18歳未満人口1万人あたりの割合。措置児童数は、各年度において、各月初日で、施設等種別ごとに最も多く在籍している数（最大値）をとっています。

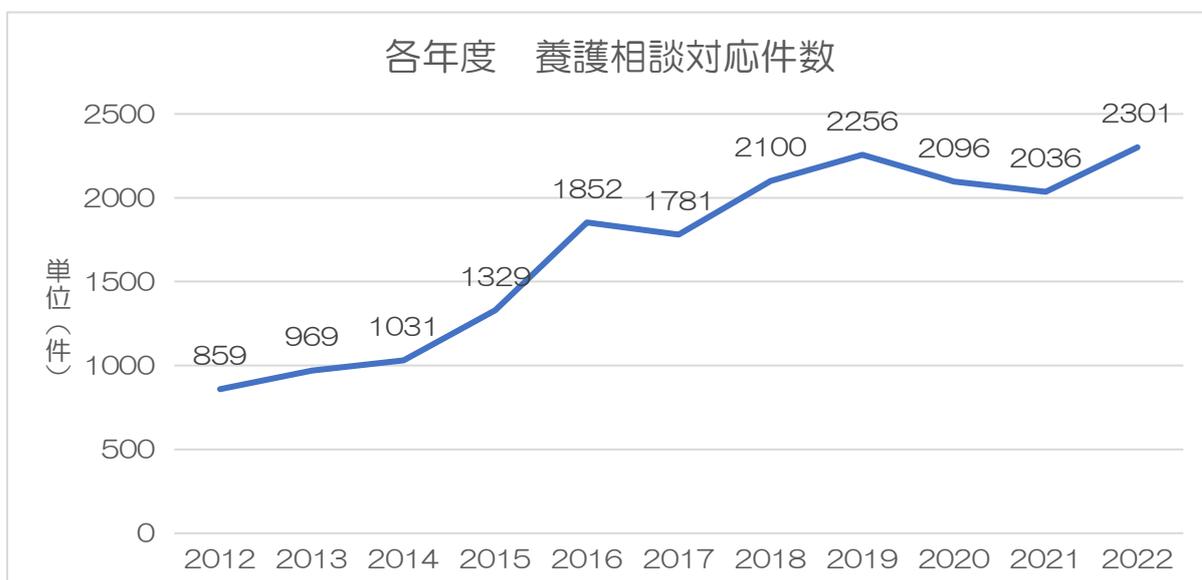
② 当該年度中に施設、里親・ファミリーホームに入所した子ども数の状況

施設、里親・ファミリーホームに、入所した子ども数については、下表のとおり、2012年度に比べて2022年度は約1.2倍となっていました。その後は年度によってばらつきがあり、100件から150件前後で推移しています。



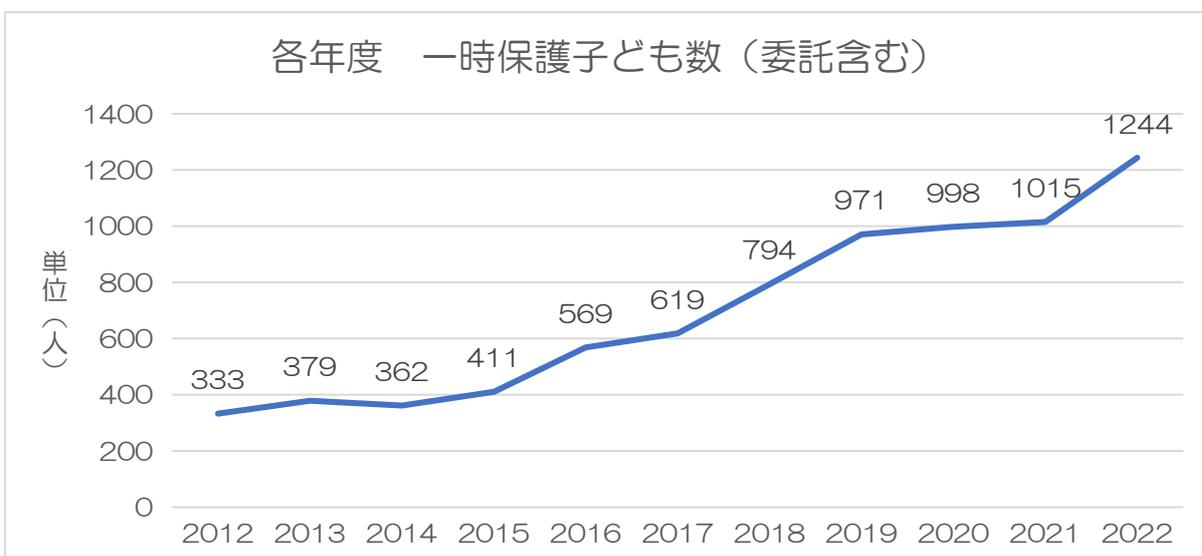
③ 児童相談所における養護相談対応件数の状況

養護相談対応件数については、次頁の表のとおり、2012年度に比べて2022年度は約2.7倍となっています。



④ 一時保護（委託含む）の子ども数の状況について

一時保護（児童養護施設等への一時保護委託含む）をした子ども数については、下表のとおり、2012年度に比べて2022年度は約3.7倍となっています。



⑤ 代替養育を必要とする子ども数の推計

「(1)の子ども数の人口推計」のとおり、本県の18歳未満人口は年々減少していますが、「(2)近年の代替養育が必要な子どもの状況」のアからエにあるとおり、代替養育（一時保護含む）を必要とする子どもは年々増加している状況です。

したがって、今後も、代替養育を必要とする子ども数が、子どもの人口減少に伴って必ずしも減少するとはいえず、これまでと同様に、児童相談所における各種相談の対応状況等を考慮して代替養育を必要とする子ども数を見込む必要があり、その結果は、下表のとおりです。

（単位：人）

年度	長崎県人口	うち、18歳未満人口	代替養育を必要とする子ども数（見込）
2023	1,266,334	188,465	471
2024	1,250,478	183,681	468
2025	1,230,160	178,402	462
2026	1,215,853	174,238	459
2027	1,201,712	170,172	455
2028	1,187,735	166,202	452
2029	1,173,921	162,325	449
2030	1,158,623	157,583	442
2028	1,187,735	166,202	452
2029	1,173,921	162,325	449
2030	1,158,623	157,583	442

【参考】代替養育を必要とする子ども数の推計方法

- (1) 1989年度から2023年度までの各年度における18歳未満人口あたりの措置（施設・里親・ファミリーホーム）されている児童数の割合（各年度における措置率）を計算。

※措置児童数は、各年度において、各月初日で、施設等種別ごとに最も多く在籍している数（最大値）をとっています。

$$\frac{\text{各年度における措置（施設・里親・ファミリーホーム）児童数}}{\text{各年度における18歳未満人口}} = \text{措置率}$$

- (2) 1989年度から2023年度までの各年度における措置率の推移について、その傾き（増加・減少率）を算出。

$$\text{傾き} = \frac{\sum x y}{\sum x^2} = \frac{\sum (\text{年度}) \times (\text{措置率})}{\sum (\text{年度})^2} \text{乗} = 0.383$$

- (3) 2023年度以降の各年度における措置率について、(1)(2)に基づき推計。
 (4) 2023年度以降の各年度の18歳未満人口（見込）に、(3)を乗じて、今後の各年度における代替養育を必要とする子ども数を推計。

なお、代替養育を必要とする子ども数を年齢区分別（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）に推計すると、下表のとおりです。

（単位：人）

年度	3歳未満	3歳以上 ～就学前	学童期以降	計
2023※実績	36	44	391	471
2024	31	50	387	468
2025	31	49	382	462
2026	31	49	379	459
2027	31	48	376	455
2028	30	48	374	452
2029	30	48	371	449

【参考】代替養育を必要とする子ども数の年齢区分別推計方法

2023年度以降の各年度における代替養育を必要とする子ども数（見込）に、2022年度の年齢構成比を乗じて算出。

6 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(1) フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

① 将来像

里親家庭においては、子どもの成長や発達にとって、特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより自己肯定感を育むことや基本的信頼感を獲得すること、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来の家庭生活を築く上でのモデルとすること等が期待できます。

里親制度は「子どものための制度である」との共通認識の下、個々のニーズや生い立ちに応じたケアを提供することが必要になるため、子どもについての情報を十分に得ながら、親からの虐待による影響や心身の発達などに配慮し、社会資源を十分活用して養育を行うとともに、子どもの利益に反しない限り、実親や祖父母、きょうだい等の親族等との交流や関係構築が行われるようにしなければなりません。

今後、市町の家庭支援事業等を通じた予防的支援により、家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とする子ども達に対しては、「家庭養育優先原則」を実現するために、新たなフォスタリング体制を構築し、里親登録数・ファミリーホーム数の増加や質の高い養育環境を実現します。そのために、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援が効果的に実施される里親支援センターの設置について検討を行ってまいります。

② 課題

ア フォスタリング業務の実施体制

- ・里親個人が責任と負担を一身に負うことなく、子どもに対して重層的なケアを提供するためには、里親、フォスタリング機関、児童相談所、市町、施設、保育所、教育機関、医療機関等がチームを組みながら里親養育を行うこと（以下「チーム養育」という。）が必要です。
- ・2019年度において、児童相談所と、里親支援機関A型の長崎県里親育成センター「すくすく」（2016年度から社会福祉法人光と緑の園に、里親制度等普及促進事業及び里親研修・トレーニング事業を委託）、里親支援機関B型の県央児童家庭支援センター（ラポールセンター）、みなみやまてこども家庭支援センターびいどろ、児童家庭支援センターひだまり、長崎県里親会、施設の里親支援専門相談員または家庭支援専門相談員と連携し、里親支援を実施しています。
- ・今後、里親・ファミリーホームとフォスタリング機関がチーム養育を効果的に実施するためには、フォスタリング機関と里親・ファミリーホームの相互理解は不可欠であり、そのためにリクルート及びアセスメント、研修、マッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む）に至るまでの一連の過程を切れ目なく一貫した体制で行う中で、互いの特性について理解を深める必要があります。このことから、里親支援センターの設置を検討致します。

イ 里親制度等普及促進・里親リクルート

- ・2024年4月時点で、里親（縁組および親族里親は除く）登録者がいない市町があるため、県内全市町に里親を確保することが必要です。
- ・代替養育が必要となった場合、学習権の保障及び学校生活の連続性を保障するためや、児童の意向に沿った委託が可能となるなど様々な選択ができるよう、里親のリクルートについては、中学校区単位での里親登録を目標とします。

ウ 里親・ファミリーホームの専門性の向上

- ・2023年度に、施設に新規入所措置となった子どものうち、里親委託としなかった理由が、子どもの情緒行動上の問題であった子どもが39.7%（ファミリーホームの場合も41.8%）、また、委託措置後の里親・ファミリーホーム養育の支援計画と異なる措置変更または解除の割合が新規で里親・ファミリーホーム委託した子どもの27.6%（H27～H29平均）となっています。
- ・施設ケアにより情緒行動上の問題が緩和した児童については、児童の意向や状況に応じて里親・ファミリーホームが受け皿として対応する、または、里親・ファミリーホーム養育の支援計画と異なる措置変更・解除を防ぐためには、専門里親のさらなる育成及び里親・ファミリーホームの養育力の向上、並びに次に記載する「エ 里親・ファミリーホームの支援体制の整備」が必要です。

エ 里親・ファミリーホームの支援体制の整備

- ・施設ケアにより情緒行動上の問題が緩和した児童については児童の意向や状況に応じて里親・ファミリーホームが受け皿として対応する、または、里親・ファミリーホーム養育の支援計画と異なる措置変更・解除を防ぐためには、県内全域における里親・ファミリーホーム支援（相談支援、レスパイトケアの利用）体制の整備が必要です。

オ 保護者への対応

- ・2023年度に、施設に新規入所措置となった子どものうち、里親委託としなかった理由が、保護者の不同意が13.7%（ファミリーホーム委託の場合は14.4%）、里親に対し不当な要求を行うなど対応困難な保護者が6.8%（ファミリーホーム委託の場合は6.8%）であり、保護者側の理由で里親・ファミリーホーム委託が難しい子どもが存在しています。保護者に対して、里親・ファミリーホームを正しく理解してもらう説明や組織として対応できる体制整備が必要です。
- ・施設入所措置とした場合、家庭復帰が困難で施設入所が長期化する事例があるため、計画的な家庭復帰支援及び家庭復帰が困難な場合の里親委託や養子縁組支援への移行が必要です。

③ 取組と指標

ア フォスタリング業務の実施体制

- ・里親・ファミリーホームのリクルート及びアセスメント、研修、マッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む）に至るまでの一連の過程を、切れ目なく一貫した体制で支援できる里親支援センター（民間フォスタリング機関）を設置することを検討します。
- ・施設、児童家庭支援センター、里親会などの里親支援機関に加え、市町、学校、保育所、幼稚園及び認定こども園、医療機関についても、支援者として位置づけ里親養育を理解し支援する体制を整備します。そのために、里親委託の際は要保護児童対策地域協議会の活用を検討致します。
- ・里親等の業務に関して、一連の過程を切れ目なく一貫した体制で行う必要があることから、現在、業務委託を行っている里親育成センター「すくすく」やその他の民間団体と協議を行い、里親支援センターの設置について検討致します。

イ 里親・ファミリーホームのリクルート

- ・テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、広報誌等での広報啓発や、県内全市町における出前講座の実施を充実します。
- ・現在行っている主任児童指導員や民生委員へのターゲットを絞ったリクルートに関して、課題等を整理し、先進自治体の取り組みを踏まえ、より実効性のあるリクルートを実施します。
- ・中学校区単位で里親登録がない地域に対しては、個別に市町にリクルートを呼び掛けるなどすることで、全中学校区での里親の配置を目指します。

ウ 里親・ファミリーホームの専門性の向上

- ・専門里親の要件を満たす養育里親へ専門里親研修の受講を促します。
- ・里親の養育力向上を図る各種研修を充実します。
- ・里親へのショートステイの実施や一時保護委託を行いたい里親を把握し、積極的に委託を行い、専門性の向上を目指します。

エ 里親・ファミリーホーム支援体制の整備

- ・里親・ファミリーホーム支援の充実強化策として、現時点で配置されている里親支援専門相談員の配置を継続します。また、現在行っている児童相談所と県こども家庭課と里親支援専門相談員との会議を継続的に行い、連携を強化します。
- ・児童相談所において、里親養育支援児童福祉司の配置を継続します。
- ・里親支援における家庭支援専門相談員、児童家庭支援センターを活用について児童養護施設や市町へ周知を継続的に行います。
- ・里親相互交流の場としての里親サロン開催について継続的に支援します。（里親の相互支援、里親間のレスパイトケアの促進）

- ・里親や養子縁組家庭が地域の社会資源の活用等を円滑にできるよう、市町との連携をさらに強化します。
- ・里親支援機関がない地域での支援体制整備について検討します。
- ・里親支援専門相談員をはじめとする里親支援に携わる支援者の研修を実施し、里親支援のスキルアップを図ります。→実施しているか要確認

オ 保護者への対応

- ・養育里親および専門里親、ファミリーホームによる養育については、養育の目的が、家族再統合や子どもの自立支援であること、フォスタリング機関とチームで養育に当たることを、児童相談所において、明確に保護者に説明するための資料を児童相談所と連携し、作成いたします。
- ・児童相談所は、子どもと保護者に対し、面会交流について、頻度、場所、内容及び交流方法を明確に示すとともに、フォスタリング機関、里親、実親及び子ども本人の間で共有します。
- ・里親・ファミリーホームに対し不当な要求を行うなど対応困難な保護者に対して、児童相談所及び里親支援機関が対応する体制構築について定期的に見直しを行います。
- ・施設入所措置とした場合、児童相談所と、施設に配置されている家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員および市町が連携し、早期の家庭復帰に向けた支援と、家庭復帰が困難な場合の里親委託や養子縁組支援を実施します。
- ・児童相談所において、里親養育支援児童福祉司の配置を継続するとともに、施設入所後の家庭移行支援および里親委託支援の実施体制を強化します。

(2) 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

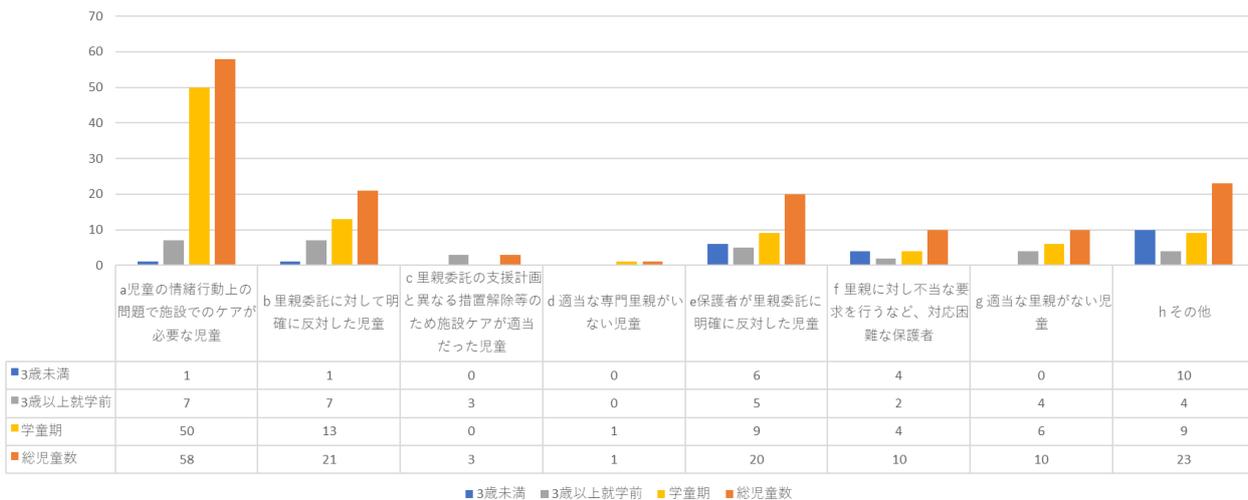
① 入所・委託措置の現状について

- ・2023年度に、新規に施設入所措置とした子どもは104名、新規に里親・ファミリーホーム委託措置とした子どもは9名です。

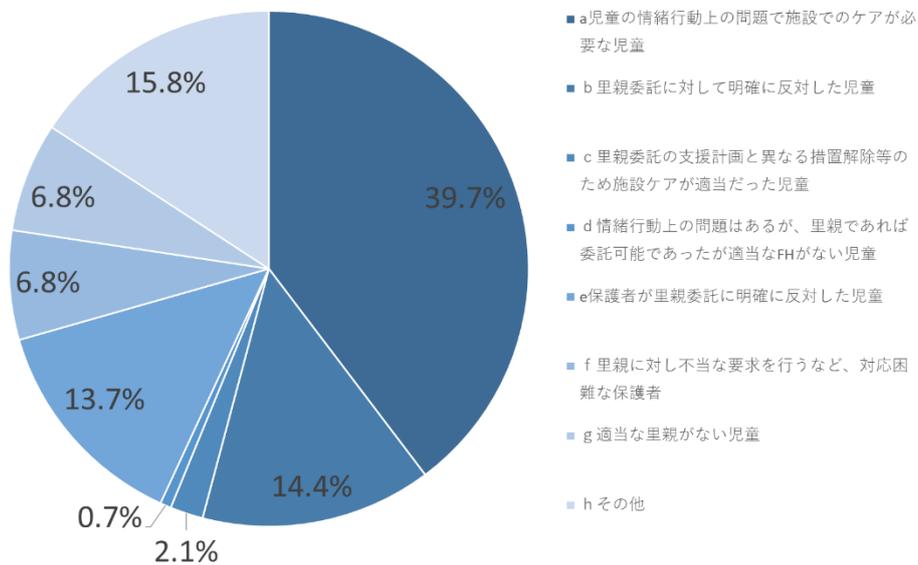
② 里親・ファミリーホーム委託としなかった理由について

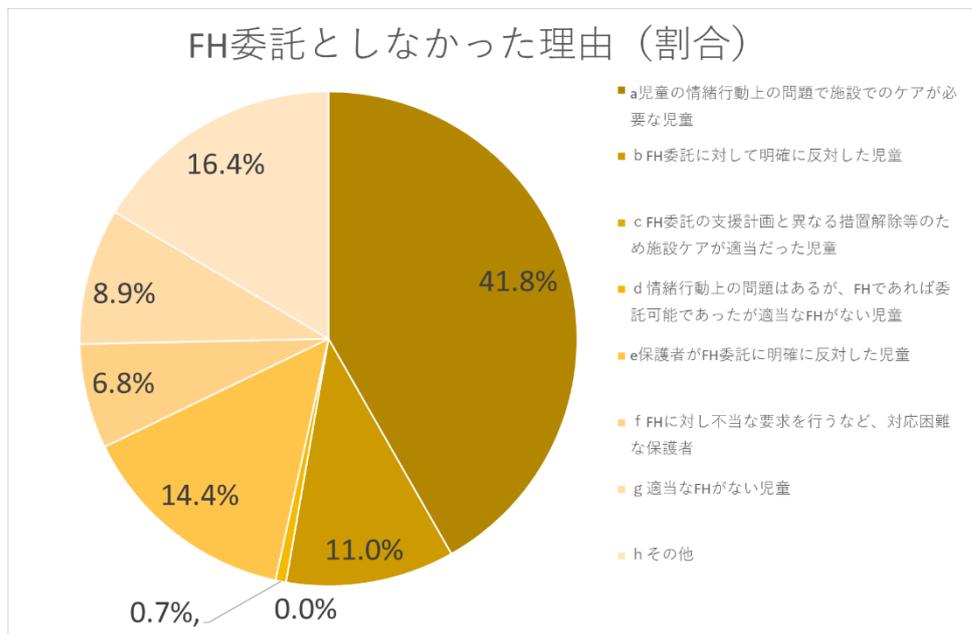
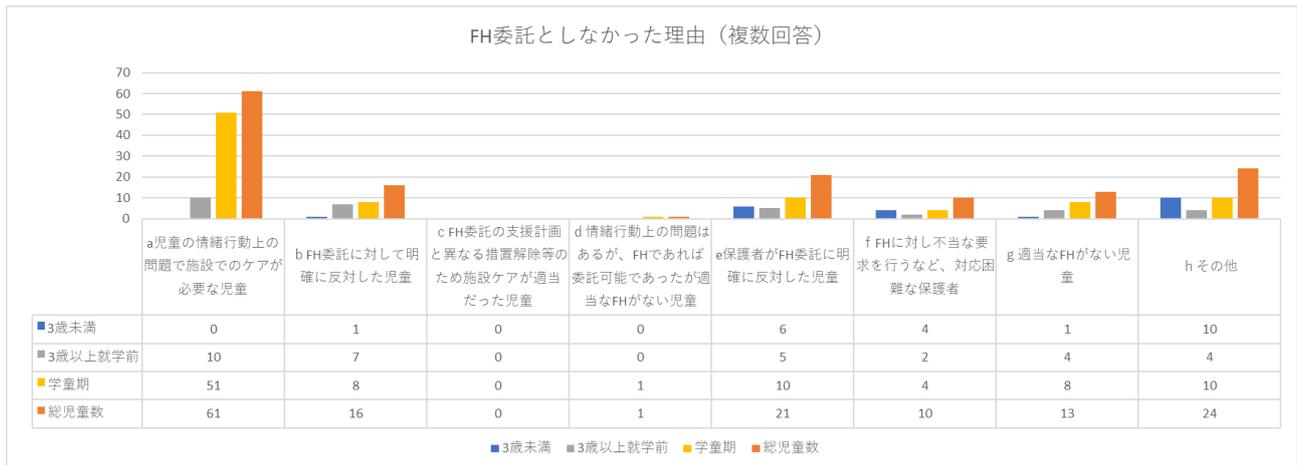
- ・2023年度に、新規に施設入所措置とした子ども104名を対象に、「里親・ファミリーホームに委託としなかった理由」を児童相談所に調査した結果、次頁の表のとおりとなりました。

里親委託としない理由（複数回答）



里親委託としない理由（割合）【全数】





③ 新たな取組により当初措置で里親・ファミリーホームに委託可能となる子ども数の見込み

- ・「a 児童の情緒行動上の問題で施設でのケアが必要な児童」が里親は 39.7%、ファミリーホームは 41.8% 「b 里親・ファミリーホーム委託に対して明確に反対した児童」が里親は 14.4%、ファミリーホームは 11.0%、「c 里親・ファミリーホーム委託の支援計画と異なる措置解除等のため施設ケアが適当だった児童」が里親は 2.1%、ファミリーホームは 0%です。これらの子どもについては、医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難な子どもや、年長で「家庭」に対する拒否感が強い子どもである等が考えられることから、当面は施設における養育が必要です。
- ・「d 適当な専門里親がいない児童」「d 児童に情緒行動上の問題があるが、ファミリーホームであれば委託可能であったが、適当なファミリーホームがなかった」が 0.7%であり、今後専門里親またはファミリーホームの確保が必要です。

- ・「e 保護者が里親・ファミリーホーム委託に明確に反対した児童」が里親は 13.7%、ファミリーホームは 14.4%、「f 里親に対し不当な要求を行うなど対応が難しい保護者」がどちらともに 6.8%です。これらの子どものうち、今後、保護者への説明の工夫および保護者への組織的な対応ができる体制を整備することにより、当初から里親・ファミリーホーム委託が可能となる子どもがいると考えられます。
- ・「g 養育里親またはファミリーホームへの委託が可能であったが、適当な里親またはファミリーホームがなかった」が里親は 6.8%、ファミリーホームは 8.9%でした。これらの子どものうち、今後、里親またはファミリーホーム確保の取組をすることにより、当初から里親またはファミリーホーム委託が可能となる子どもがいると考えられます。
- ・「h その他」の理由で里親・ファミリーホーム委託としなかった子どもが里親が 15.8%、ファミリーホームは 16.4%で、詳細の理由については、きょうだいで同一の里親・ファミリーホームへの委託が困難であった子どもや、他のきょうだいが施設入所を必要としたため同一の施設に入所した子ども等であり、当面は施設における養育が必要です。
- ・上記のとおり、新たな取組（保護者への説明の工夫および保護者への組織的な対応ができる体制整備等）により、現在施設入所措置としている子どもが当初措置から里親・ファミリーホームに委託することができます。

④ 新たな取組により施設入所後に家庭養育に移行できる子どもの数の見込みについて

- ・当初措置で施設に入所していた児童について、児童相談所と施設（家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員）との連携強化、保護者を含めた家庭復帰に向けた取組や家庭復帰が困難な場合の里親移行への取組、児童相談所の体制強化等により、家庭養育に移行できる子どもがいます。

※③については、実際に里親に委託できるかを、2018年度に、新規に施設入所措置とした子ども 101 名について個別に分析して推計し、また、④については、当初は、施設に措置した子どもについて、その後、どれだけ里親・ファミリーホームに委託できるかを、先進自治体における取組と実績データをもとに推計することにより、次頁のとおり、里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込みを算出しました。

代替養育を必要とする子ども数の見込み

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
代替養育必要児童総数	525	526	508	490	461	471	468	462	459	455	452	449
3歳未満	29	36	30	32	31	36	31	31	31	31	30	30
3歳以上～就学前	45	49	62	59	47	44	50	49	49	48	48	48
学童期以降	451	441	416	399	383	391	387	382	379	376	374	371
里親・ファミリーホーム委託数	96	92	82	88	95	91	108	125	142	160	177	194
里親・ファミリーホーム委託率	18.3%	17.5%	16.1%	18.0%	20.6%	19.3%	23.1%	27.1%	31.0%	35.1%	39.1%	43.2%
3歳未満	9	9	9	7	8	12	14	16	17	19	21	23
里親・ファミリーホーム委託率	30.7%	25.0%	30.0%	21.9%	25.8%	33.3%	43.8%	50.1%	56.1%	62.4%	68.7%	75.0%
3歳以上～就学前	6	8	6	11	13	13	15	17	19	21	22	24
里親・ファミリーホーム委託率	13.5%	16.3%	9.7%	18.6%	27.7%	29.5%	29.9%	34.1%	38.2%	42.4%	46.6%	50.9%
学童期以降	81	75	67	70	74	66	80	94	108	122	136	150
里親・ファミリーホーム委託率	18.0%	17.0%	16.1%	17.5%	19.3%	16.9%	20.7%	24.6%	28.4%	32.4%	36.3%	40.3%
施設入所数	429	434	426	402	366	380	328	305	288	274	263	255
施設入所率	81.7%	82.5%	83.9%	82.0%	79.4%	80.7%	70.1%	66.0%	62.7%	60.1%	58.1%	56.8%
3歳未満	20	27	21	25	23	24	11	9	7	7	7	7
3歳以上～就学前	39	41	56	48	34	31	31	29	27	25	23	22
学童期以降	370	366	349	329	309	325	324	306	291	280	271	265

※2018年度の里親・ファミリーホーム委託数および施設入所数は、初日在籍の年度内
最大値

※端数処理の関係で割合が実際値と一致しない場合がある

		2024年度	2029年度	
里親・ファミリーホーム委託子ども数		108人	194人	
里親・ファミリーホーム委託率		23.0%	43.2%	
	里親委託	子ども数	77人	137人
		委託率	16.5%	30.5%
		3歳未満 委託率	13人 41.3%	22人 72.9%
		3歳以上就学前 委託率	10人 19.9%	16人 33.9%
	ファミリーホーム委託	子ども数	32人	57人
		委託率	6.8%	12.7%
		3歳未満 委託率	0人 0%	0人 0%
		3歳以上就学前 委託率	5人 10.0%	8人 17.0%
		学童期以降 委託率	53人 13.8%	100人 26.9%
		学童期以降 委託率	27人 6.9%	48人 12.9%
委託里親数		50世帯 (実績)	119世帯 (算出中)	
里親登録数		211世帯 (実績)	298世帯 (算出中)	
ファミリーホーム数		7世帯	9~10世帯	
委託ファミリーホーム数		7世帯	9~10世帯	

※1 委託里親世帯数（2018年4月1日時点）51世帯、委託児童数67人

うち2人以上同じ里親に委託されている子ども数67人-51人=16人（23.8%）

2024年度に2人以上同じ里親に委託される子ども数（推計）110人（2024年度）×
23.8%=26人。必要な里親数 110人-26人=84世帯（2029年度も同様に算出）

※2 本県は2018年4月1日時点で、登録里親数140世帯、委託里親数51世帯（36.4%）
登録里親数の4割に委託することを目標として推計。

（参考）全国（2018年3月末時点）：登録里親数11,730世帯のうち委託里親数は
4,245世帯（36.2%）。

※3 ファミリーホームの現員を5人とすると、ファミリーホーム委託子ども数46人（2024
年度）の場合、 $46 \div 5 \div 9$ か所必要（2029年度も同様に算出）

	整備目標・指標	2024 年度	2029 年度
1	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率	設置済み	設置済み
2	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数、新規里親登録（認定）数、委託里親数、委託子ども数	未設置	各年度について整理済み
3	ファミリーホーム数 ※2024年度の（ ）は委託子ども数	7か所（25名）	9カ所
4	里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年間に1回でも委託のあった里親数）	未設置	算出中
5	里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	未設置	算出中
6	里親支援センターの設置数、民間への委託数	0カ所	1カ所
7	民間フォスティング機関の設置数	1カ所	1カ所
8	基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数	未設置	算出中

7 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

(1) 将来像

実家庭で養育ができない子どもや、家庭復帰に努力をしても実家庭に戻ることが困難な代替養育を受けている子どもの場合、家庭養育優先原則に基づき、永続的解決としての特別養子縁組は有力、有効な選択肢として考えることが必要です。

そのため、養子縁組が適当と考えられる児童について、十分なアセスメントとマッチングを行い、積極的に特別養子縁組を推進するための体制を構築します。

(2) 課題

① パーマネンシー保障としての家族関係再構築に向けた取組

- ・親子関係再構築支援は、分離して生活している子どもと親のみを対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、子どもの最善の利益の実現を目的とし、子どもの援助指針の一環として、子ども、親、家族、親族、地域等に対して行う総合的な支援です。「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン」を踏まえ、児童相談所による支援のほか、市区町村や関係機関や市町を含め、子どもの意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら、重層的・複合的・継続的な支援が行える体制を構築する必要があります。
- ・現在、長崎子ども・女性・障害者支援センター、佐世保子ども・女性・障害者支援センター共にカウンセリング事業を実施し、児童相談所と契約した精神科医や心理士が、子どもに虐待を加えた保護者や子どもとの関係性や対応に悩む保護者等からの相談に適切に助言するほか、児童虐待に対応する児童相談所職員に専門家の立場からアドバイスを行う支援を行っています。
- ・児童相談所において、ペアレントトレーニングを実施し、家族関係再統合に向けた支援を行っているが、他県の取り組みを参考にしながら、支援体制の強化が必要です。
- ・親自身や子ども自身の課題やニーズに対する支援や生活基盤を整える支援に関する資源を多く持っている市町が親子関係再構築支援の意義を理解し、児童相談所と連携して支援を行うことが不可欠です。加えて、市町の子ども家庭センターが作成するサポートプランの策定の際や活用時にも、連携が必要です。

② 養子縁組の積極的な検討

- ・子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、特に、棄児、保護者が死亡又は養育を望めず、他に養育できる親族等がない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなどについては、特別養子縁組の検討対象となります。

- ・施設入所措置とした場合、家庭復帰が困難で施設入所が長期化する事例があるため、計画的な家庭復帰支援及び家庭復帰が困難な場合の里親委託や養子縁組支援への移行が必要です。
- ・長崎県内の 2023 年度における児童相談所が関与した特別養子縁組成立数は 3 件であり、過去 5 年平均は 3.8 人となっています。

③ 特別養子縁組等に関する支援体制の整備

- ・特別養子縁組における法的な知識や手続き、縁組成立前後の支援について児童相談所職員に対し研修を実施し、児童相談所において特別養子縁組の検討対象となるか判断していくことや、関係機関が連携して縁組成立前後の支援を充実させることが必要です。
- ・子育ての悩みや困りごとに加え、真実告知等の養親家庭特有の悩みがあることから、養親家庭への相談支援体制が必要です。

④ 民間あっせん機関との連携など

- ・現在、長崎県内において活動している民間あっせん機関はないが、他県の民間あっせん機関から本県登録の里親等に子どもがあっせんされる場合に、他県の民間あっせん機関との連携や、あっせんされた子どもや家庭への支援が必要です。

⑤ 産科医との連携

- ・産科医において、望まない妊娠等により、養育の意思が見受けられない実親を把握した場合には、児童相談所へ情報提供する仕組みを構築する必要があります。

(3) 取組と指標

① 親子関係再構築に向けた取組

- ・児童相談所において、実施している家族関係再統合に向けた支援について体制の強化を検討します。また、サポートプランの策定や活用時に市町や関係機関と連携できる支援体制の整備を行います。

② 養子縁組の積極的な検討

- ・児童相談所において、保護者行方不明、面会等が長期間途絶えているケースについて、養子縁組を積極的に検討していきます。また児童のパーマネンシー保障の観点から特別養子縁組を有力・有効な選択肢として活用していきます。
- ・特に民法改正による年齢制限の引上げ等の趣旨を理解し、幅広く特別養子縁組を検討します。

③ 特別養子縁組等に関する支援体制の整備

- ・児童相談所職員に対して、弁護士等による、特別養子縁組における法的な知識や手続き、縁組成立前後の支援（市町の子育て支援への移行、真実告知等）に関する研修を実施します。
- ・里親担当児童福祉司等の外部研修受講により、スキルアップを図ります。

- ・児童相談所において、養子縁組成立前後の支援を行うとともに、市町、里親会、里親支援機関等と連携し、必要な支援を実施します。

④ 民間あっせん機関との連携など

- ・今後、民間あっせん機関として申請等があった場合には、適切な支援と連携を行います。
- ・他県の民間あっせん機関が県内の里親等に養子縁組のあっせんをする場合には、必要な情報を共有すること等により連携を図りながら、本県にあっせんされた子どもや受け入れ家庭に対して、必要な支援を実施します。

⑤ 産科医との連携

- ・産科医に対して、養子縁組制度等の周知及び情報提供の依頼を行い、適切な連携を図ります。
- ・情報提供を受けた児童相談所においては、速やかに養子縁組に向けたソーシャルワークを開始します。

	整備目標・指標	2024年	2029年	備考
1	児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数	2人 (現在集計中)	50人 (5年間の延人数)	「都道府県社会的養育推進計画策定要領」においては概ね5年以内に全国で年間1,000人以上の縁組成立を目指すとなっている。
2	特別養子縁組に関する研修を受講した児童相談所職員数	延10人	延20人	里親担当児童福祉司外部研修受講者数
3	親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	アンケート結果入力	検討中	
4	親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備	検討中		
5	親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	検討中		
6	児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備	検討中		

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 施設で養育が必要な子ども数の見込み

「4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、「5 里親等への委託の推進に向けた取組」で算出した里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを減じた施設で養育が必要な子ども数を算出すると下表のとおりとなります。

代替養育を必要とする子ども数の見込み

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
代替養育必要児童総数	525	526	508	490	461	471	468	462	459	455	452	449
3歳未満	29	36	30	32	31	36	31	31	31	31	30	30
3歳以上～就学前	45	49	62	59	47	44	50	49	49	48	48	48
学童期以降	451	441	416	399	383	391	387	382	379	376	374	371
里親・ファミリーホーム委託数	96	92	82	88	95	91	108	125	142	160	177	194
里親・ファミリーホーム委託率	18.3%	17.5%	16.1%	18.0%	20.6%	19.3%	23.1%	27.1%	31.0%	35.1%	39.1%	43.2%
3歳未満	9	9	9	7	8	12	14	16	17	19	21	23
里親・ファミリーホーム委託率	30.7%	25.0%	30.0%	21.9%	25.8%	33.3%	43.8%	50.1%	56.1%	62.4%	68.7%	75.0%
3歳以上～就学前	6	8	6	11	13	13	15	17	19	21	22	24
里親・ファミリーホーム委託率	13.5%	16.3%	9.7%	18.6%	27.7%	29.5%	29.9%	34.1%	38.2%	42.4%	46.6%	50.9%
学童期以降	81	75	67	70	74	66	80	94	108	122	136	150
里親・ファミリーホーム委託率	18.0%	17.0%	16.1%	17.5%	19.3%	16.9%	20.7%	24.6%	28.4%	32.4%	36.3%	40.3%
施設入所数	429	434	426	402	366	380	328	305	288	274	263	255
施設入所率	81.7%	82.5%	83.9%	82.0%	79.4%	80.7%	70.1%	66.0%	62.7%	60.1%	58.1%	56.8%
3歳未満	20	27	21	25	23	24	11	9	7	7	7	7
3歳以上～就学前	39	41	56	48	34	31	31	29	27	25	23	22
学童期以降	370	366	349	329	309	325	324	306	291	280	271	265

※2018年度の里親・ファミリーホーム委託数および施設入所数は、初日在籍の年度内最大値

※端数処理の関係で割合が実際値と一致しない場合がある

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

① 将来像

- ・施設においては、これまで施設で養われた豊富な体験による子どもの養育の専門性を基に、家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活することに拒否的になっている子どもの情緒・行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むことにより、早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託等へつなげていくことが必要です。また、「できる限り良好な家庭的環境」を提供するため、全ての施設は原則として、概ね5年以内を目途に、小規模化（生活単位は最大6人）かつ地域分散化し、常時2人以上の職員配置を実現するとともに、更に高度のケアニーズに対しては、迅速な専門職対応ができる高機能化を行い、生活単位は4人の小規模で4ユニットまでの集合で行うことが必要です。
- ・子どもの養育の専門性を基に、小規模化かつ地域分散化された施設において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行うことが必要です。
- ・社会的養育を充実・強化するための地域社会における貴重な資源として、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うなど、施設の多機能化・機能転換を図ることが必要です。

② 課題

ア 小規模かつ地域分散化

- ・施設が、小規模化かつ地域分散化し、夜間も含めて常時2名の職員配置を実現するためには、職員の採用及び育成が必要ですが、特に離島地域においては職員の確保が難しく、また経験の浅い職員同士がペアを組むことがあるため、OJTによる人材育成が困難となります。

イ 高機能化

- ・施設に入所する子どもたちの多くは、家庭生活において虐待やネグレクトなどの不適切な養育を経験してきたり、主たる養育者との分離や喪失を体験しています。こうした養育体験等に起因するトラウマやアタッチメントに関する理解とそれに基づく生活支援、日常生活において表現される子どもの問題行動への対応技術、家族の抱える問題（家族病理）に対する理解とそれに基づく子ども・家族への個別的な支援など、これまで以上に高度な専門性を持った人材の育成が必要です。

ウ 多機能化・機能転換

- ・現在の施設は、入所児童を中心に養育する支援が主ですが、地域社会の中で、在宅支援から代替養育まで継続的に支援する子どもの養育の専門機関としての機能が十分活用されていない状況です。
- ・施設において、一時保護を行う場合は、長期入所児童と一時保護児童が混在するため、双方への影響が大きい状況です。また一時保護児童を受け入れる際、必要最小

限の期間で、できる限り良好な家庭的環境が原則となっていることから、行動診断のみならず心理診断や医学診断なども含めた総合的なアセスメントが必要です。

③ 取組と指標

ア 小規模かつ地域分散化

- ・保育の仕事合同面談会への参加や潜在保育士（定年退職や育児・介護等で退職した有資格）の活用、社会的養護の理解促進につなげるための学生と施設の交流の場を教育機関と連携して設置するなど、今後の人材確保対策を支援します。
- ・施設における働き方改革を進め、結婚・出産しても継続して働ける態勢作りについて、助言等行います。
- ・各施設における支援手順のマニュアル作成を支援します。

イ 高機能化

- ・各施設で研修体制を充実させるとともに、ユニット化された環境下で、職員を孤立させないために、ケースカンファレンスやスーパーバイザーが日々の記録の確認をしたり、直接ユニットを訪問したりする等、施設内でのスーパービジョン体制を充実させる取組を行います。また、親子関係再構築に向けた保護者等への支援体制を充実させる取組を行います。具体的には、県児童養護施設協議会と連携し、基幹的職員研修（スーパーバイザーを養成するための研修）やリーダー研修会の充実強化を図ります。

ウ 多機能化・機能転換

- ・地域の関係機関との連携強化を図るとともに、支援が必要な家庭に対する相談・通所、在宅支援（例：一時保護や子育て短期支援事業利用後のアフターフォローやペアレントトレーニング等、保護者支援プログラムの実施）等の充実を図るため、市町の要保護児童対策地域協議会の実務者会議等への参画を促進します。
- ・一時保護専用の施設あるいは居室を準備する等の環境整備や、総合的なアセスメントを実施するための専門職（心理士、看護師等）の配置等、アセスメントを適切に行うことのできる体制を整えるために活用可能な国の財政支援策について各施設に助言します。
- ・ケアニーズの高い児童や島や半島を含む県内各地域にて保護を必要とする児童を速やかに一時保護出来るよう、一時保護専用施設の設置を進めます。
- ・多機能化を計画的に推進するため、各種子育て支援施策を実施する市町と施設が情報共有する場を設定します。
- ・多機能化・機能転換を担う職員の人材育成についても、県児童養護施設協議会と連携し、基幹的職員研修やリーダー研修会等を活用し支援します。
- ・児童心理治療施設においては、県委託事業である「児童心理治療施設高機能化・多機能化モデル事業」により在宅支援や、児童養護施設入所および里親委託となった子どもの心理治療的な観点からの支援を実施します。

※児童家庭支援センターについては、各地域の在宅支援の強化を図るため設置を促進します。詳細は「3 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた長崎県の取組」に記載しています。

	整備目標・指標	2024 年度	2029 年度
1	養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数	検討中	検討中
2	養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数	検討中	検討中
3	一時保護専用施設の整備施設数	4 施設	検討中
4	児童家庭支援センターの設置施設数	3 カ所(既に 4 カ所建設は済み)	4 カ所
5	妊産婦等生活援助事業の実施施設数	0 施設	1 施設
6	市町の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）	アンケート結果記入	アンケート結果記入

9 一時保護改革に向けた取組

(1) 将来像

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものです。

このように子どもを一時的にその養育環境から分離する一時保護中においても、子どもの学習権保障や権利擁護を図り、一時保護の目的を達成するために必要最小限の期間で、安全・安心な環境において、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応や適切なケアを提供します。

(2) 課題

① 一時保護日数について

- ・2022年度の児童相談所（閉鎖的な環境）における一時保護の一人平均保護日数は14.5日という状況です。
- ・虐待等により子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合等に行う緊急保護については、閉鎖的な環境で行う保護の期間は必要最小限とし、一時保護委託による開放的環境への移行について定期的（2週間以内など）に検討する必要があります。

② 一時保護に関わる職員の育成について

- ・一時保護所では、短期間で子どもへの理解を深め、支援方針を決定する必要があります。特に、虐待など不適切な養育を受けた子どもは、トラウマやアタッチメント関連の障害として、日常生活において自傷他害などの問題行動を表出する場合があります。一時保護職員は、そのような子どものケアと、ケアを通じて子どもの課題と強みを総合的にアセスメントする能力が必要であり、一時保護に関わる職員を対象とした体系的な研修の検討・実施が必要です。

③ 一時保護の環境及び体制整備について

- ・一時保護児童は、2018年度の399人から、2022年度418人と増加しています。また、児童養護施設等への一時保護委託児童は、2018年度は395人（委託先の内訳は、児童養護施設191人、乳児院49人、里親・ファミリーホーム32人）から2022年度826人（委託先の内訳は、児童養護施設288人、乳児院43人、里親・ファミリーホーム79人）と約2.1倍となっています。
- ・上記のように、一時保護件数が年々増加しているため、必要な一時保護に対応できるよう受け皿の確保が必要です。また、委託先で措置による入所と一時保護された子どもが混在する施設環境は双方への影響が大きいため、一時保護専用の受け皿の確保も必要です。
- ・開放的な環境においては、原籍校への登校保障に取り組む必要があります。

④ 権利擁護の取組について

- ・一時保護された子どもの権利擁護の観点から、現在実施している意見箱や児童相談所長面接等による、子どもの意見表明ができる仕組みに加え、第三者機関が一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等を行う仕組みが必要です。
- ・安全確保を前提として可能な限り学校へ登校することが可能な一時保護とすることで学習権の保障に努める必要があります。
- ・2022年度より、長崎県福祉保健審議会児童福祉専門分科会内の部会において、子どもの権利擁護に関して審議を行うことができることとなったことから、意見表明支援員（アドボケイト）が児童へ意見表明支援行ったが、児童が納得がいかない場合などにおいて、申し立てが可能な体制整備を行っています。
- ・こどもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行うほか、こどもの意見が適切に表明されるような配慮を行うことが必要です。
- ・一時保護施設内の管理を目的とした規則は最低限にとどめ、一時保護施設内のルールが適切か、他の一時保護施設の取組等も参考にしながら、定期的に見直すことが重要です。
- ・権利ノートを持っていない児童がアンケート結果より多かったことから、すべての児童に権利ノートが配布される必要があります。

(3) 取組と指標

① 一時保護日数について

- ・子どもの安全を確保するための閉鎖的な環境で行う一時保護を行った場合、閉鎖的な環境で保護を行う必要性について定期的（2週間以内、その後2週間ごと）に検討し、可能な限り開放的環境への移行を図ります。

② 一時保護に関わる職員の育成について

- ・一時保護ガイドラインを踏まえ、一時保護に関わる職員（児童養護施設等の職員を含む）が必要な専門知識を習得できる所内外での研修体制の充実強化を図ります。
- ・児童相談所職員を対象に子どもの権利に関する研修を実施することを検討し、児童相談所職員が子どもの権利や意見表明支援の必要性について理解できる仕組みの構築を行います。

③ 一時保護の環境及び体制整備について

- ・施設における一時保護専用施設の確保に向けて、賃貸物件による一時保護専用施設改修費等、活用可能な国の財政支援策の情報提供など各施設に対する支援を行います。
- ・一時保護委託可能な未委託里親を確保するため、短期間の受入れや様々な年齢の子どもの受入れについて理解を促し、子どもの状況に応じた適切な支援が可能となるよう里親研修等の充実を図ります。

- ・一時保護委託やショートステイ等に関する里親養育については、長期的な里親委託と目的や関わり方等が異なるため、里親や支援機関に対しての研修やその支援体制を整備し、里親による一時保護やショートステイを実施しやすい体制を整えます。
- ・児童相談所は、学習権の保障及び学校生活の連続性を保障するため、児童の意向に沿って、施設等の委託先とともに、原籍校への登校保障に努めます。

④ 権利擁護の取組について

- ・一時保護所において、子どもの立場に立った、保護・支援の質の確保・向上を図るため、2020年度から始まる3か年度毎に1回第三者評価を受審し、その結果の公表をしており、今後も継続して実施します。
- ・一時保護時の司法審査の実施により、児童に対する意見聴取について2024年度から聞き取り表を用いて、意見聴取を行っているが、今後は、一時保護中に第三者（アドボケート）に対して意見表明支援ができる仕組の構築を検討いたします。
- ・権利ノートを持っていない児童がアンケート結果より多かったことから、年1回権利ノートの配布について、児童相談所において確認を行います。

	整備目標・指標	2024年	2029年度
1	県内の一時保護専用施設設置数	2カ所	4カ所
2	第三者評価を実施している一時保護施設数・割合 (分母：管内の全一時保護施設数)	100% (3年に1回)	100% (3年に1回)
3	一時保護施設の平均入所日数	14.5日 (2024年実績)	14日

※乳児院、若竹の家に一時保護専用施設を設置済み。

- ・乳児以外について、児童相談所（閉鎖的な環境）における一時保護延べ日数のうち14日を越える部分（2018年度実績3,115日）について一時保護専用施設（開放的環境）に移行すると見込む。
- ・一時保護専用施設で保護する児童を設置基準が4名から6名であることから、最低基準となる4名で見込むと、 $3,115 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} \div 4 \text{ 名} = 2.1$ 施設が必要。
- ・児童相談所における一時保護は2018年度実績で、98%が3歳以上であること及び地域別の保護児童数から、2029年度までに、児童養護施設の一時的保護専用施設を、長崎市、大村市内に各1カ所新たに設置することを目標とする。

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(1) 将来像

代替養育や在宅指導などを経験した子どもについては、家族の支援機能が脆弱であること等から、児童福祉法の対象年齢である18歳到達以降も自立に向け個々の状況に応じて支援を継続することが必要です。

こうした状況を踏まえ、代替養育や在宅指導などを経験した子どもの自立支援のため、児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業の実施など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化を図ります。

(2) 課題

- ・措置解除後に、日常的な困りごとや対人関係、就労や住居、経済的な問題など、相談先や支援者が乏しいという状況で生活する子どもがいます。
- ・2023年度から社会的養護自立支援拠点事業を実施し、社会的養護経験者への支援を行っている。しかし、活用している児童養護施設に偏りがあることや、里親家庭への周知を行い、オンラインの活用により、県域すべてに支援が届くようにする必要がある。
- ・児童自立生活援助事業については、2024年度から、児童養護施設、里親・ファミリーホームにおいても実施ができるため、定期的にニーズを把握し、確実に支援が行うことができる体制を作ります。

(3) 取組と指標

- ・引き続き自立のための支援を必要とする子どもの把握を行い、児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業の実施強化を図ります。
- ・引き続き、施設が行うフォローアップ事業と児童相談所が連携し、自立援助ホームや児童養護施設等と利用等、適切な支援につなげます。
- ・社会的養護自立支援拠点事業については、県内児童養護施設が活用しやすいようにオンラインの活用等を検討し、施設等を退所する児童すべてに周知を行う体制を構築します。
- ・児童自立生活援助事業のⅡ型、Ⅲ型においては、定期的にニーズを把握し、支援が必要な児童に対して、確実に支援を行うことができる体制を構築します。

整備目標・指標		2024年	2029年	
1	児童自立生活援助事業Ⅰ型（自立援助ホーム）	実施か所数 ※（ ）内は 女子専用施設	5か所 (2)	5か所 (2)
2		定員	29人	29人
3	社会的養護自立支援拠点の設置数	1か所	1か所	

II 児童相談所の強化等に向けた取組

児童虐待については、児童相談所の児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、子どもの命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっています。

このような状況を踏まえ、児童相談所を中心にきめ細かな対応が求められていることから、2016年改正児童福祉法及び2018年12月に国が示した「児童虐待防止対策総合強化プラン」（新プラン）に沿って、中核市の児童相談所設置を含め児童相談所の体制を強化することが必要です。

(1) 中核市の児童相談所設置に向けた取組

① 課題

・中核市の児童相談所の設置に向けて、専門的人材の育成・確保や建物の確保設置に係る財源措置等が課題です。

② 取組と指標

・県と中核市との間で、児童相談所設置に向けた意向や問題点を共有し、必要とする措置等を定期的に協議する連絡会議を設け、中核市の意向を尊重しながら検討を行います。

・県の児童相談所と中核市との間で積極的に人事交流を行い、専門的人材の育成を図ることができるよう検討を行います。

・2015年度から実施している市町職員と児童相談所職員の合同研修を継続し市町職員、中核市職員の専門性の向上を図ります。

(2) 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

① 課題

- ・児童虐待相談件数の増加や相談内容の多様化・複雑化に適切に対応するため専門的人材の確保及び育成が急務です。
- ・スーパーバイザーの要件（児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者）を満たす職員の計画的な人材育成が必要です。
- ・相談の多様化・複雑化に伴い、法的判断を要する事案が増加しており、児童相談所と弁護士事務所との間で契約を締結し、定期的な児童相談所への弁護士派遣、法律相談や定例会議における助言等の支援を受けており、継続して実施する必要があります。また、弁護士の常勤配置についても、今後検討が必要です。
- ・長崎こども・女性・障害者支援センターにおいては、常勤の精神科医師の配置、佐世保こども・女性・障害者支援センターにおいては、非常勤の精神科医の配置を行い、小児科医においては、両センター共に非常勤医師を配置していますが、児童思春期の問題や発達障害等に精通した医師が限られており、医師の継続した確保が課題です。
- ・児童相談所の適切な運営に向けて、児童相談所（相談支援部門・判定部門）においても第三者評価を実施することが必要です。

② 取組と指標

- ・国の配置基準に基づき、児童福祉司（管轄人口3万人に1人）及び児童心理司（児童福祉司2人につき1人）を適正に配置するため、児童相談所のOBの活用や民間経験者の採用を行うなど、人材の確保に努めます。
- ・児童相談所（相談支援部門・判定部門）において、第三者評価の実施を検討します。
- ・児童虐待等、複雑困難な事案に対応できる児童福祉司やスーパーバイザーを育成するため、人材育成方針に沿って人事ローテーションを行い、計画的に専門性を有する職員の育成を図ります。
- ・2015年度から実施している児童相談所職員の専門性向上のための研修を引き続き実施し、国や関係団体等が主催する研修会へ積極的に参加させるなど研修体制の充実、強化を図ります。
- ・契約弁護士による助言又は指導を受けられる体制を確保するため、現在の弁護士の派遣を継続的に実施し、頻度等については定期的に見直します。また、常勤弁護士の配置についても、検討を行います。
- ・引き続き専門性を有する医師の継続的な確保に向けて、関係団体と協議します。

	整備目標・指標	2024年	2029年
1	第三者評価を実施している児童相談所数（相談支援部門・判定部門）	0か所	2カ所
2	児童福祉司、児童心理司の配置数	確認中	2024年と同数
3	市町村支援児童福祉司の配置数	1名	1名
4	医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）	確認中	2024年と同数

※医師数については、長崎・佐世保ともに精神科医及び小児科医各1名

12 障害児入所施設における支援

(1) 将来像

障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で行われる必要があります。また、児童相談所から福祉型障害児入所施設へ措置された児童が虐待などの影響でケアが必要となる場合があります。このため「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進するために、本県においても現状の把握を行います。

(2) 課題

- ・長崎県内には、福祉型障害児入所施設は2施設あります。2施設ともユニット化は行っておらず、ユニット化の整備は難しい中、「できる限り良好な家庭的環境」の整備として、個室化を推進している施設があることや、プライベートな空間の確保のために、児童の好きなものを部屋に置くなどの支援の実施に取り組んでいます。

(3) 取組と指標

- ・県内2施設の対応の状況等を共有する機会を県が設定することで、課題の共有や先進施設等の情報共有などを行い、「できる限り良好な家庭的環境」を整備するために工夫すべき点を共有します。
- ・長崎県障害福祉課、こども家庭課と長崎県内福祉型障害児入所施設2施設とが情報共有する機会を確保することで、ユニット化に向けた課題を整理します。